

令和4年3月16日福島県沖地震支援制度

令和4年3月16日福島県沖地震に係る
「住宅の応急修理」を実施します。



令和4年4月8日

郡山市建設交通部

住宅政策課

課長 高木 信幸

ターゲット 13.1 TEL: 924-2631

SDGs ターゲット 13.1「気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する」

令和4年3月16日発生 of 福島県沖地震により、住宅が準半壊以上の被害を受けた世帯に対して、
「住宅の応急修理」を実施します。

【住宅の応急修理制度について】

災害により住宅が準半壊以上の被害を受けた世帯に対して、災害救助法に基づく応急修理を実施します。

※応急修理の範囲は、

- ①屋根等の基本部分
- ②ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③上下水道等の配管・配線
- ④トイレ等の衛生設備

のうち日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所です。

※応急修理は市が業者へ依頼して実施します。

※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了し、支払が完了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

【活用できる方】

以下の全ての要件を満たす世帯

- (1) 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の住家被害を受けたこと。全壊は応急修理によって居住が可能となる場合は対象。
- (2) 応急修理によって避難所等への避難を要しなくなり、引き続き居住すること。
- (3) 中規模半壊、半壊及び準半壊の住家被害を受けた世帯は、自らの資力では応急修理できない旨の申出書を提出すること。

【受付場所】 住宅政策課（市役所本庁舎3階 TEL 024-924-2631）

【受付日時】 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

【お問合せ】 住宅政策課（市役所本庁舎3階 TEL 024-924-2631）

※申込に必要な書類等はウェブサイトに掲載しています。

※詳細は、お問合せください。

郡山市ウェブサイト（令和4年3月16日福島県沖地震に係る住宅の応急修理について）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/20220316jishin/33288.html>

